

広島県告示第二百七十五号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港平漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

平漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港平漁港放置等禁止区域

平漁港地区

1 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点一三までの各点を順次結んだ線及び基点一三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院三等三角点「能登原」（北緯三四度二二分三四秒五一四〇、東経一三三度二一分五三秒三二四〇、標高二二三・七八メートル）

基点一 基準点から七八度四〇分五二秒の方向一、二九四・一三メートルの点

基点二 基点一から一五三度三四分〇七秒の方向二八六・〇九メートルの点

基点三 基準点から九〇度三二分二秒の方向一、三二八・一七メートルの点

基点四 基点三から三〇八度〇〇分四六秒の方向九二・二五メートルの点

基点五 基点四から二九二度二二分二〇秒の方向二一・六七メートルの点

基点六 基点五から二三六度四二分四八秒の方向三四・〇四メートルの点

基点七 基点六から二五二度五七分五五秒の方向四三・〇一メートルの点

基点八 基点七から一五六度三一分五一秒の方向六・〇九メートルの点

基点九 基点八から一九〇度〇四分五三秒の方向三二・六九メートルの点

基点一〇 基点九から二八八度四九分二〇秒の方向二九・〇八メートルの点

基点一一 基点一〇から二九五度五五分〇六秒の方向二〇・四二メートルの点

基点一二 基点一一から二六二度四七分二四秒の方向七三・九八メートルの点

基点一三 基点一二から二七三度二一分五三秒の方向八八・四四メートルの点

二 第二種漁港平漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物